

溶接アルミニウム合金製容器再検査基準の廃止について

アルミニウム合金製容器再検査基準（KHKS 015）は、平成2年高圧ガス保安協会の自主基準として制定された。制定当時、溶接容器における再検査の基準は、容器保安規則関係基準（省令補完基準）において規定されていたものの、鋼製容器を主対象として示されたものであったため、アルミニウム合金製容器に対応した再検査基準が望まれていた。

標記基準は、制定以来、容器再検査所における再検査方法の規格、方法として使用されてきたが、平成9年、「容器保安規則」の改正及び「容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査方法等を定める告示」の制定により、自主基準に示した再検査の規格及び方法の大部分が関係省令に含まれた（下表参考）。

技術基準作成基本方針において基準類は、制定、改正又は確認の日から5年以内に全体的な確認を行い改正等を行う必要があるが、本基準については以上のような状況であるので本基準は廃止することとしたい。

規定項目	容器則・容器則細目告示条項
2.1 残ガス回収設備	規則第33条第1号ホ・第7号／告示第30条・第31条第1項第8・9・10号
2.2 さび落とし及び洗じょう設備	規則第33条第7号／告示第31条第1項第1号
3.2 残ガスの回収	規則第33条第1号ホ・第7号／告示第30条・第31条第1項第8・9・10号
3.3 一次外部検査	規則第25条・第26条第1項第1号／告示第6条第1項1・2号・第2項第2号
5 バルブの再検査	規則第27条・第28条・第29条第1項第1・2・5・6号／告示第24・25・26条

溶接アルミニウム合金製容器再検査基準KHKS015

規定項目	容器則・容器則細目告示条項	備考
2 検査設備等		
2.1 残ガス回収設備	規則第33条第1号ホ・第7号／告示第30条・第31条第1項第8・9・10号	
2.2 さび落とし及び洗じょう設備	規則第33条第7号／告示第31条第1項第1号	
2.3 耐圧試験設備等	規則第33条第1号第ニ・第7号／告示第31条第1項第5・6号	
2.4 乾燥設備	規則第33条第1号イ・第7号／告示第31条第1項第2号	
2.5 外観検査の器具等	規則第33条第1号ロ・ハ・第7号／告示第31条第1項第3・4・8号	
2.6 質量検査の設備	—	質量検査制度廃止
2.7 バルブの取付け設備	規則第33条第7号／告示第31条第6項第2号ハ	
2.8 くず化処理設備	—	保有義務規定無し
3 再検査の実施		
3.1 再検査容器の受入れ	—	
3.2 残ガスの回収	規則第33条第1号ホ・第7号／告示第30条・第31条第1項第8・9・10号	
3.3 一次外部検査	規則第25条・第26条第1項第1号／告示第6条第1項1・2号・第2項第2号	
3.4 バルブ等の取外し	—	
3.5 耐圧試験	規則第25条・第26条第1項第3号／告示第8条	
3.6 乾燥等	規則第25条・第26条第1項第3号／告示第6条第2項第3号	
3.7 内部検査	規則第25条・第26条第1項第1号／告示第6条第1項第1・3号	
3.8 二次外部検査	規則第25条・第26条第1項第1号／告示第6条第1項1号・第2項第3・4号	
3.9 質量検査	—	質量検査制度廃止
3.10 刻印又は打刻	規則第37条	
3.11 バルブの取付け	—	
3.12 表示	規則第10条	
4 不合格容器の措置	高圧ガス保安法第56条基本通達	
5 バルブの再検査	規則第27条・第28条・第29条第1項第1・2・5・6号／告示第24・25・26条	
6 検査設備等の維持、点検	—	
7 事務後処理等	—	